

諮問日：令和元年12月2日（令和元年度（最個）諮問第6号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（最個）答申第4号）

件名：申出人が最高裁判所長官に請願書を郵送した時の文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

苦情申出人が最高裁判所長官に特定日付の請願書を郵送した時の文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「陳情投書処理カード（秘投第300062号）」及び「供覧票（最高裁秘書第2908号）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 開示を申し出た保有個人情報の名称等は、「請願書（大谷直人長官宛特定日）」であり、開示を求めている本件対象文書を、印影を黒に塗りつぶして開示した。
- 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条2号イ及びロにより開示義務がある。
- 3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号イ及びロにより開示義務がある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示の申出の内容は、苦情申出人が最高裁判所長官宛てに郵送により提出した書面に関して最高裁判所が作成し、又は取得した一切の保有個人情報と解するのが相当であり、最高裁判所が特定した本件対象文書は本件開示の申出に適うものである。

なお、本件苦情申出書の「請願書（大谷直人長官宛特定日）」の記載は、苦情申出人が提出した特定日付けの請願書の開示を求めるものであると思われるが、同請願書は、特定日に苦情申出人に宛てて返送しており、存在しない。

- 2 本件対象文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、苦情申出人以外の個人識別情報（印影）及び内線番号である。これらの情報は、法14条2号に定める不開示情報に相当する。

また、内線番号は、これを公にすると、職務に関係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号に定める不開示情報にも相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年12月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年9月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、裁判所職員の印影及び内線番号の記載であることが認められる。これらの情報は、法14条2号に規定する不開示情報（開示申出人以外の個人識別情報）に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような事情は認められない。また、内線番号の記載については、これが開示された場合には、職務に関係のな

い問合せによって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（法14条7号）。

したがって、本件不開示部分は、法14条2号及び7号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件苦情申出書において、開示を申し出た保有個人情報の名称等について「請願書（大谷直人長官宛特定日）」と記載し、本件対象文書については開示を求めている旨を記載している。しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、苦情申出人が提出した特定日付けの請願書は、特定日に苦情申出人に宛てて返送されたため、存在しないとのことであり、本件対象文書には同請願書を返送する趣旨の記載があることを踏まえて検討すれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件対象個人情報を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件対象文書のうち本件不開示部分が法14条2号及び7号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件対象文書以外に本件対象個人情報を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子